

下関市上下水道局優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注した建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）のうち、他の模範となる優れた工事について、当該工事の施工業者並びに当該工事を担当した現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「現場技術者」という。）を表彰することにより、工事の適正な施工の確保並びに建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀工事表彰
- (2) 優秀工事現場技術者表彰

(対象工事)

第3条 優秀工事表彰及び優秀工事現場技術者表彰（以下「表彰」と総称する。）の対象となる工事は、下関市内に本店がある建設業者（共同企業体の場合は、構成員の全てが下関市内に本店がある建設業者とする。）が受注したもののうち、次の各号に掲げる部門（以下「対象部門」という。）の工事で、表彰をする年度（以下「表彰年度」という。）の前年度に完成検査を完了した工事（請負代金額が500万円以上のもの（付帯工事は除く。）に限る。以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 水道部門 水道施設工事のうち、上水道における導水管、送水管又は配水管の布設工事（工業用水道管布設工事を含む。）
- (2) 下水道部門 土木一式工事のうち、下水道管渠布設工事（雨水渠布設工事を含む。）
- (3) その他部門 前2号に掲げるもの以外の工事

(表彰基準)

第4条 優秀工事表彰する工事は、次の各号に掲げる基準の全てを満たす対象

工事とする。

- (1) 下関市上下水道局請負工事成績評定要領（平成23年9月1日制定。以下「評定要領」という。）による評定点（以下「評定点」という。）が82点以上であること。
 - (2) 表彰年度の前年度に完成検査を完了した工事（対象部門以外の工事、請負代金額が500万円未満の工事及び共同企業体の構成員として受注した工事を含む。）において、65点未満の評定点を受けた者が施工したものでないこと。
 - (3) 契約を締結した日の属する年度の開始の日以降に下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成27年9月1日施行）により指名停止を受けた者又は法令違反、安全管理上の義務違反等表彰するにふさわしくない行為をした者が施工したものでないこと。
 - (4) 工事を担当する課、センター又は事務所の長（以下「工事担当課所長」という。）の推薦があること。
- 2 優秀工事現場技術者表彰をする工事は、前項各号に掲げる基準の全てを満たす対象工事であり、かつ、評定要領による配置技術者についての細目別評定点が3.5点以上の工事とする。

（推薦）

第5条 工事担当課所長は、前条の表彰基準を踏まえ、表彰をするに足ると認める工事がある場合は、優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰推薦書（別記様式）（以下「推薦書」という。）を、下関市上下水道局技術管理委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の規定による推薦書の提出は、表彰年度の4月17日までに行わなければならない。

（審査）

第6条 委員長は、推薦書の提出を受けたときは、下関市上下水道局技術管理委員会の会議を招集し、第4条の表彰基準により審査を行う。

- 2 委員長は、前項の規定により審査した結果を、速やかに管理者に報告する。

（表彰の決定等）

第7条 管理者は、前条第2項の報告を踏まえ、表彰する工事を決定する。

2 管理者は、前項の決定から表彰をする日までの間に、当該工事の施工業者が下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱により指名停止を受けた場合又は法令違反、安全管理上の義務違反等表彰をするにふさわしくない行為をした場合は、当該決定を取消し、表彰をしないものとする。

(表彰の方法及び時期)

第8条 表彰は、管理者が表彰状を授与して行う。

2 表彰は、表彰年度の5月31日までにを行うものとする。

(事務)

第9条 表彰に関する事務は、経営管理課が処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、施行日以降に告示又は指名通知した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰要領の規定は、平成28年度の優秀工事表彰及び優秀工事現場技術者表彰から適用する。

附 則 (下関市上下水道局条件付一般競争入札実施要領等の一部を改正する要領)

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行し、改正後の第3条第3号の規定は、平成30年4月1日以降に公告又は指名通知したものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、令和3年度の優秀工事表彰及び優秀工事現場技術者表彰から適用する。